

医療法人等における収入金額の判定一覧表

令和6年3月31日以後終了する事業年度から適用
埼玉県

別紙第2号様式及び付表1の1、1の2、付表2作成の際、参考にしてください。

※ 埼玉県における医療法人等の収入金額の判定は、下記のとおりです。御不明の点がございましたら、所管の県税事務所までお問い合わせください。

判定欄 ◎……社会保険診療に係る収入、○自由診療収入(その他の収入)に含める、×……計算の基礎とする収入に含めない、△……内容に応じて決まる
(付表1の1に記載) (付表1の2に記載) (付表2に記載)

No.	収 入		判定	備 考
1	乳幼児医療費助成		◎	条例に基づき地方公共団体が、社会保険診療に係る一部負担金を患者の代わりに負担するものです。
2	重度心身障害者医療費助成		◎	条例に基づき地方公共団体が、社会保険診療に係る一部負担金を患者の代わりに負担するものです。
3	ひとり親家庭医療費助成		◎	条例に基づき地方公共団体が、社会保険診療に係る一部負担金を患者の代わりに負担するものです。
4	公害診療報酬収入	非公害医療機関	◎	
		公害医療機関	○	
5	社会保険診療の給付の対象となっている診療の自己負担分		◎	
6	介護保険法の施設サービス収入	指定介護療養施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス	◎	食事代、滞在費、居住費、その他日用品費を除く。
		上記以外	○	
7	介護保険法の居宅介護サービス収入	訪問看護サービス(訪問看護)、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、デイケア(通所リハビリテーション)、短期入所療養介護	◎	食事代、滞在費、居住費、その他日用品費を除く。
		上記以外	○	居宅介護支援、地域密着型サービスはすべて自由診療(その他の収入)に含めます。
8	介護保険法の介護予防サービス収入	介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション(デイケア)、介護予防短期入所療養介護	◎	食事代、滞在費、居住費、その他日用品費を除く。
		上記以外	○	介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防支援、地域密着型介護予防サービスはすべて自由診療(その他の収入)に含めます。
9	入院時食事療養費	特別メニューの追加料金等	○	
		上記以外	◎	
10	付添人食事収入		○	
11	洗濯料・洗濯機使用料		○	
12	消毒料(布団・毛布・衣類 等)		○	

13	入院患者から受け入れた水道光熱費負担金	○	
14	新生児衣類使用料、ミルク料	○	
15	事務取扱手数料	○	公費負担にかかる請求事務を行うことに対して支払われる手数料です。
16	集団健康診断収入	○	
17	予防接種収入	○	公衆衛生活動収益にあたります。
18	産業医顧問料	○	
19	学校・事業所等嘱託医収入	○	
20	人間ドック収入	○	
21	廃棄物・古紙等売却収入(不要品売却収入)	○	
22	病院内の売店等からの賃借料	○	
23	公衆電話基本手数料	○	
24	団体生命保険取扱い事務手数料	○	
25	各種謝金・献体料	○	
26	自動販売機設置手数料	○	
27	不在者投票手数料	○	
28	国勢調査手数料	○	
29	葬儀社紹介料	○	
30	製薬会社からの新薬研究に対する協力金	○	
31	役員へ家を貸し付けた場合の家賃	○	
32	役員からの水道光熱費・車使用料の徴収金等	○	
33	役員からの貸付利息	○	

34	従業員からの貸付利息		○	
35	従業員からの駐車場の利用料収入	福利厚生事業の経費にあてる、実費相当額を超えない額	×	別紙第2号様式付表2㉑に記載
		上記以外	○	
36	従業員からの食事代収入	福利厚生事業の経費にあてる、実費相当額を超えない額	×	別紙第2号様式付表2㉑に記載
		上記以外	○	
37	従業員からの保育施設の使用料	福利厚生事業の経費にあてる、実費相当額を超えない額	×	別紙第2号様式付表2㉑に記載
		上記以外	○	
38	従業員からの水道光熱費の徴収金	福利厚生事業の経費にあてる、実費相当額を超えない額	×	別紙第2号様式付表2㉑に記載
		上記以外	○	
39	従業員からの社宅・寮等の使用料	福利厚生事業の経費にあてる、実費相当額を超えない額	×	別紙第2号様式付表2㉑に記載
		上記以外	○	
40	保養所等の使用料	福利厚生事業の経費にあてる、実費相当額を超えない額	×	別紙第2号様式付表2㉑に記載
		上記以外	○	
41	看護学校等授業料等返戻金(法人が負担した従業員の看護学校等の授業料について、退職等の理由により看護学校等から返却されたもの)		×	別紙第2号様式付表2㉓に記載 経費の支出先から直接受け入れた収入であるため、経費の戻入にあたりません。
42	出向先からの給与負担金		△	給与負担金が実際に従業員に支払った給与を超えない額は×別紙第2号様式付表2㉔に記載 実際に従業員に支払った給与を超える額は○
43	一時的に立替払いした金額の返金等実質的な収入ではない金額として認めるもの(No.13・31・32・62に該当するものを除く)		×	別紙第2号様式付表2㉔に記載 本来個人等が負担すべきものを医療法人が一時的に建て替えた後に負担すべき者から支払いを受けた金額などが該当します。
44	保険配当金(契約者配当金)	掛け捨て型	×	別紙第2号様式付表2㉓に記載
		積立型	○	
45	生命保険	受取保険金のうち、支払相当額(親族等へ支払った額)を超えない額	×	別紙第2号様式付表2㉔に記載
		上記以外	○	
46	保険の満期返戻金	受取保険金のうち、保険積立金を超えない額	×	別紙第2号様式付表2㉓に記載
		上記以外	○	

47	保険の解約返戻金	掛け捨て型の受取保険金の全額、又は積立型の受取保険金のうち支払保険料の総額を超えない額	×	別紙第2号様式付表2③に記載
		上記以外	○	
48	無事故返戻金(掛け捨て型)		×	別紙第2号様式付表2③に記載
49	剰余分配金(保険医協会からの戻り金等)		×	別紙第2号様式付表2③に記載
50	事業分量配当金・利用分量配当金	過大徴収額の返還	×	別紙第2号様式付表2③に記載
		上記以外(預貯金や払込出資額に応じて分配されたもの)	○	
51	損害保険金・賠償金	受取保険金等のうち、事故当時者へ支払った金額又は、修繕費用等実費相当額を超えない額	×	別紙第2号様式付表2③に記載
		上記以外	○	
52	リース会社から支払われた修理代金	ファイナンス・リース	△	損害保険と同様に取扱いします。 修繕費用等実費相当額を超えない額は×別紙第2号様式付表2③に記載 修繕費用等実費相当額を超える額は○
		オペレーティング・リース	△	医療法人による立替払と考えられます。 立て替えた修理代金を超えない額は×別紙第2号様式③に記載 立て替えた修理代金を超える額は○
53	収用に伴う補償金		△	収用によって生じた費用を超えない金額は×別紙第2号様式付表2④～④④に記載 収用によって生じた費用を超える金額は○
54	収入金額に計上した国税及び地方税の還付金等		×	別紙第2号様式②に記載
55	還付加算金		○	
56	労働保険料の還付金について		×	
57	医師会から支払われる休業補償金		△	「通常支払いを受けるべき給料(A)」と「補償金(B)」を比較し、 (B)のうち、(A)を超えない金額は×別紙第2号様式付表2④～④④に記載 (B)のうち、(A)を超える金額は○
58	国又は地方公共団体、法人税法第2条第5号に規定する公共法人(地方公共団体を除く。)又は法人税法第2条第6号に規定する公益法人等(以下「国等」という。)から支払われる補助金・助成金(公益法人等の場合は、公益事業として支払われる補助金・助成金の額に限る。)	対象となる経費を超えない額	×	別紙第2号様式付表2③に記載 「対象となる経費」とは補助金・助成金の要綱・要領等により、補助・助成の対象となる費用が定められているものが対象となります。 × 国等からの給付金等についてもその名称の如何に関わらず、給付の対象となる費用がある場合には補助金・助成金と同様に取り扱います。ただし、光熱費高騰対策支援金や事業復活支援金など、経費の定めがないものは対象なりません。
		対象となる経費を超える額	○	
		上記以外	△	被保険者に対する社会保険診療分の一部負担金の助成である場合は◎ それ以外は○
59	国等からの利子補給金		×	No.57の補助金・助成金に該当 別紙第2号様式付表2③に記載
60	医師会健康保険組合からの健康診査費助成金		○	被保険者に対する健診費用の助成金で、医療法人が健診機関として医師会けんぽに請求し支払いを受けた助成金は健康診断収入に該当します。
61	仕入れの割り戻し(リベート)	仕入れの割り戻しに相当するもの	×	別紙第2号様式付表2④に記載
		実態として斡旋料等と考えられるもの(斡旋料、協賛金等)	○	

62	減価償却資産の売却収入	売却収入のうち取得価額を超えない額	×	別紙第2号様式付表2③⑦に記載
		上記以外	○	
63	現金過不足(雑損失の現金過不足と相殺して、雑益の現金過不足が上回る場合)		○	
64	職員互助会等からの職員旅行、忘年会等の協賛金等		○	
65	有価証券売却益		○	
66	有価証券の評価益		×	別紙第2号様式付表2④⑩～④⑪に記載
67	貴金属売買の収益金		○	
68	ゴルフ会員権売却益		○	
69	仮受消費税から仮払消費税・未払消費税を差し引いた額と納付すべき額との差額	税抜経理方式・本則課税	×	別紙第2号様式付表2③⑧に記載
		税抜経理方式・簡易課税	○	
70	自由診療(その他の収入)に係る収入金額のうち課税売上に係る消費税相当額		○	課税事業者で消費税の税込経理を行っている法人は、自由診療に係る収入(その他の収入)金額から当該課税売上に係る消費税相当額を控除することができます。控除する場合は、別紙第2号様式 付表1の2のに消費税申告書②～⑥の金額に消費税率(地方消費税の税率を含みます。)を掛けて算出した金額に相当する金額を控除額(△の数字)として記載してください。ただし、自由診療に係る収入(その他の収入)金額に含めなかった収入金額に対応する消費税額は控除額としないください。(消費税免税事業者は控除できません。)
71	各種引当金及び準備金の益金算入額		×	別紙第2号様式付表2⑨に記載
72	その他の事業にかかる収入金額	その他の事業が軽微なものであり、医療保健業の付帯事業として行っている場合	○	「軽微なもの」とは売上金額が医療保健業の売上金額の1割程度以下で、かつ、当該事業の経営規模が同種の事業を行う他の法人の経営規模を上回っていないと認められる程度のものをいいます。
		上記以外	×	別紙第2号様式付表2④⑤に記載するとともに、参考様式2若しくは任意様式により当該所得等を計算してください。
73	土地等の譲渡にかかる益金算入額		×	別紙第2号様式付表2⑩に記載するとともに、参考様式1若しくは任意様式により当該所得等を計算してください。
74	寄附金、受贈益	軽微なもの(医療保健業の売上金額の1割程度以下又は500万円のいずれか少ない金額)	○	
		上記以外	×	別紙第2号様式付表2⑩に記載するとともに、参考様式1若しくは任意様式により当該所得等を計算してください。
75	債務免除益		×	別紙第2号様式付表2⑤に記載
76	前期損益修正益	損金の過大計上	×	別紙第2号様式に計上する必要はありません。
		益金の計上漏れ	△	内容により○、○、×に区分して付表に記載してください。法人税別表四の調整がある場合は税務調整欄にて調整を行ってください。